

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
西日本豪雨災害からの復旧・復興		
新規	1 西日本豪雨災害により被災したかんきつ産地の復興 (農林水産省) 【最重点】	
西日本豪雨災害により大きな被害を受けたかんきつ産地の復興への取組に対し、支援を行うこと。		農林水産部
(1) 被災園地の復旧・復興に必要な支援		・ 長期間を要する園地の復旧・復興のため、必要かつ継続的な支援を行うこと。
(2) 被災園地の改植及び農業用施設・機械の整備に対する支援対策の充実・強化		・ 被災した園地における円滑な営農再開のため、改植及び農業用施設・機械の整備に対する支援を充実・強化すること。
新規	2 大規模災害からの迅速かつ確実な復旧・復興工事の推進 (国土交通省・厚生労働省) 【最重点】	
(1) 地域建設企業における大規模災害に際して必要となる建設機械等の保有促進等を図る制度の拡充		・ 地域建設企業が災害対応に使用する建設機械を購入する際にその費用の一部を助成する等、建設機械の保有を促進する支援策を講じること。
(2) 大規模災害時に懸念される人手不足に備えるための、地域の実情に応じた人材の確保・育成の支援		・ 地域建設産業の人材確保・育成のため、就労環境の地域間格差是正に資する支援策を講じること。 ・ 大規模災害時や人材が不足している地域等における円滑な工事執行のため、技術者要件の緩和や弾力的な運用を行うこと。
(3) 大規模災害により被災した宅地の復旧支援制度の拡充		・ 既存事業では支援対象外の小規模な被災の復旧支援制度を拡充すること。
項目立て	3 肱川緊急治水対策の推進 (内閣府・財務省・国土交通省) 【最重点】	
西日本豪雨により甚大な浸水被害が発生した肱川流域の再度災害防止に向け、10年前倒しで実施することとした河川激甚災害対策特別緊急事業等による堤防整備と令和8年度完成予定の山鳥坂ダム建設事業について、計画どおり推進すること。		土木部
(1) 肱川における国管理区間の河川改修の促進		・ 国管理区間の河川改修を促進すること。
(2) 肱川における県管理区間の河川改修を推進するための事業費の確保		・ 県管理区間(中下流圏域:大洲市菅田～西予市野村)の河川改修を促進するための事業費を確保すること。
(3) 令和8年度の山鳥坂ダム完成に向けた事業の促進		・ 計画どおり山鳥坂ダムが令和8年度に完成するよう、重点的な予算確保と事業の促進を行うこと。
(4) 水源地域整備計画に位置付けられた県道小田河辺大洲線の整備促進を図るための事業費の確保		・ ダムの建設にあわせた整備を必要とする県道小田河辺大洲線について、計画的な整備促進のための事業費を確保すること。
新規	4 緊急土砂災害対策の推進 (内閣府・財務省・国土交通省) 【最重点】	
南予地域をはじめとした緊急土砂災害対策事業費の確保		・ 西日本豪雨により激甚な土砂災害が発生した地域の本格的な復興に向けて、砂防激甚災害対策特別緊急事業費等の所要額の確保を図ること。

一部
新規

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
I. 防災・減災対策		
5 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進 (内閣府・総務省・財務省・文部科学省・気象庁・国土交通省・農林水産省・水産庁) 【最重要点】		
[1] 大規模災害から住民の身体・生命及び財産を守るための防災・減災対策の総合的な推進 (内閣府・文部科学省・気象庁)		
(1) 防災・減災対策の展開促進に資する自由度の高い交付金制度の創設	・ 住民の生命・身体を守る施策の総合的な展開を促進するため、自由度の高い交付金制度を創設すること。	県 民 環 境 部
(2) 南海トラフ地震対策の推進	・ 南海トラフ地震に係る地域の実情に応じた地震・津波対策を推進するための財政支援措置を充実させること。 ・ 南海トラフ地震を想定した広域的な防災対策を推進すること。 ・ 南海トラフ地震の調査研究及び観測・監視体制を充実・強化すること。	
(3) 平成30年7月豪雨災害の課題への対応	・ 大雨特別警報等の気象情報の精度向上を早期に実現するとともに、地域防災力の向上を図るための支援対策を強化すること。 ・ 被災者生活再建支援制度の適用範囲を拡大すること。	
[2] 地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の推進 (内閣府・財務省・国土交通省)		
(1) 社会資本整備に必要な予算の総額確保	・ 県民の安全・安心を確保し、地域経済の活性化による豊かな暮らしの実現とその担い手確保のため、将来にわたる社会資本整備に係る予算の総額を確保すること。	土 木 部
(2) 防災・減災対策に必要な予算の愛媛県への重点的な配分	・ 県民の命を守ることを最優先に、南海トラフ地震などの大規模災害に備えた防災・減災対策に必要な予算の本県への重点的な配分を行うこと。	
[3] 社会インフラの戦略的な維持管理・更新の推進 (内閣府・総務省・財務省・国土交通省)		
(1) 社会インフラの戦略的な維持管理・更新に関する予算の確保と県への重点的な予算配分	・ 社会インフラの戦略的な維持管理・更新を進めるため、予算を確保し本県への重点的な配分を行うこと。	土 木 部
(2) 戦略的な維持管理・更新に関する制度の拡充と効果的・経済的な点検手法の導入に向けた取組みの促進	・ 道路事業における個別事業の更なる要件緩和を行うほか、現在財政支援の対象外となっている港湾施設の法定点検に係る費用等について交付金や公共施設等適正管理推進事業債の対象となるよう制度を拡充すること。 ・ 橋梁の点検等について、ICTやAI等をはじめとした新技術の開発等を踏まえた、効果的・経済的な点検手法の導入に向けた取組みを推進すること。	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<p>[4] 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設の整備促進 (内閣府・財務省・農林水産省(水産庁)・国土交通省)</p>		
<p>海岸保全施設の地震・津波対策が遅れている愛媛県において必要な整備が着実に進むよう事業費を確保すること。</p>		<p>農 林 水 産 部 ・ 土 木 部</p>
<p>(1) 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設整備に要する予算の総額確保</p>	<p>・ 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設の整備促進が図られるよう、防災・減災のための海岸保全施設整備に要する予算総額を確保すること。</p>	
<p>(2) 全国第3位の海岸保全区域を有する本県への予算の重点配分</p>	<p>・ 発生頻度の高い津波に対する海岸堤防等の整備、海岸保全施設の耐震対策、水門・陸閘の電動化など閉鎖施設の改修に係る予算について、本県に重点配分すること。</p>	
<p>[5] 土砂災害対策の推進 (内閣府・財務省・国土交通省)</p>		
<p>土砂災害対策事業費の確保</p>	<p>・ 豪雨や地震による土砂災害から県民の生命・財産を守るため、ハードとソフトが一体となった土砂災害対策を促進するための予算の総額を確保するとともに、本県へ重点的に配分すること。</p>	<p>土 木 部</p>
<p>[6] 治水事業の推進 (内閣府・財務省・国土交通省)</p>		
<p>治水事業費の確保</p>	<p>・ 県民の生命や財産を守るため、洪水の発生に備えた河川整備に必要な事業費の確保と、ダム の堆砂除去への財政支援を行うこと。</p> <p>・ 大規模氾濫時の避難体制を構築する上で根幹となる洪水浸水想定区域図の策定や洪水ハザードマップ等のほか、新たな課題にも即応したソフト対策に必要な事業費の確保を図ること。</p>	<p>土 木 部</p>
<p>[7] 災害に強い森林づくりを目指した山地防災力の強化 (農林水産省(林野庁))</p>		
<p>治山事業及び森林整備事業の予算確保</p>	<p>・ 災害に強い森林づくりを推進するため、治山事業及び森林整備事業の予算を確保すること。</p>	<p>農 林 水 産 部</p>

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
[8] 水道施設の防災対策等の推進 (厚生労働省)		
<p>県内自治体では、水道施設の耐震化に加え、平成30年7月豪雨による土砂・浸水災害及び停電対策など、防災対策を多面的に講じる必要性が明らかになったが、財政的にも人的にも多大な負担が長期間に及ぶため、防災対策等の早期実施に向け、国の財政支援の強化を図ること。</p>		県 民 環 境 部
(1) 土砂災害対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道水源開発等施設整備費補助金における<u>防災対策工事等に係る補助メニューを恒久的なものとする</u>こと。 ・ 現行の浄水場等に加え、ポンプ場及び配水池も補助対象とすること。 ・ 資本単価撤廃等の採択要件の緩和や補助率の嵩上げなどの財政支援措置を講じること。 ・ 被災時の断水解消に向け、浄水機能の早期復旧を実現できるよう、<u>国が浄水機能を担う機器等一式を備蓄し、貸出可能な体制を構築</u>すること。 	
(2) 耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活基盤施設耐震化等交付金において、水道施設の耐震診断や耐震化計画策定を交付対象とすること。 ・ 資本単価撤廃等の採択要件の緩和や補助率の嵩上げなどの財政支援措置を講じること。 ・ 早期整備を図るため、引き続き要望額の満額確保に努めること。 	
6 公共施設等の耐震化の促進 (総務省・文部科学省・国土交通省・厚生労働省・警察庁) 【最重点】		
[1] 学校施設の耐震化の促進 (文部科学省)		
(1) 公立学校施設の耐震化 (非構造部材を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立小・中学校等施設の耐震化に係る補助制度の拡充を図ること。 ・ 年度当初から円滑に整備事業を行うことができるよう、耐震化を含む公立学校施設整備費の十分な当初予算額を確保すること。 	教 育 委 員 会
(2) 私立学校施設の耐震化 (非構造部材を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立学校施設の耐震化を促進するため、補助制度の拡充や更なる延長を図ること。 	総 務 部 ・ 保 健 福 祉 部
[2] 警察施設の耐震化の促進 (国土交通省・警察庁)		
警察施設の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業における建築物の耐震化に係る補助制度の更なる拡充等を図ること。 ・ 警察庁の耐震化補助金について、継続的に予算を確保すること。 ・ 耐震診断の結果、極端な強度不足等により耐震改修が困難な施設や老朽化が著しい警察施設について、建替えに伴う補助金を確保すること。 	警 察 本 部

一部
新規

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
[3] 県庁舎等の耐震化の促進 (総務省・国土交通省)		
県庁舎等の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)における施設の耐震化に係る制度の更なる拡充等を図ること。 緊急防災・減災事業債及び公共施設等適正管理推進事業債における施設の耐震化に係る制度の拡充等を図ること。 	総務部
[4] 医療施設の耐震化の促進 (厚生労働省)		
南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際にも、医療機関、自治体、関係団体等が様々な災害医療対策を計画的・持続的に実施できるよう、財源確保を含め、国において必要な措置を講ずること。		保健福祉部
(1) 医療施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院・救急告示病院等の耐震化を促進するためには、臨時的な措置では不十分であるため、恒久的な支援策ほか、国において財源確保を含めた必要な措置を講ずること。 	
(2) 医療機関等の機能維持に必要な施設・設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の発生が予測される中で、地震動や津波による被害に耐え、必要とされる医療を適切に継続して提供できるよう、医療機関等の機能維持に向け、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度を整備すること。 	
(3) 災害医療従事者の育成	<ul style="list-style-type: none"> 地域で持続的にDMAT等の災害医療従事者の育成が図られるよう、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度を整備すること。 	
[5] 民間木造住宅及びブロック塀の耐震化の促進 (内閣府・財務省・国土交通省)		
(1) 木造住宅の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅の耐震化について、大地震から県民の命を守る地域の防災力向上のため、必要な財源の確保に努めること。 	土木部
(2) ブロック塀の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ブロック塀の耐震化について、安全確保事業の継続及び補助対象の拡充等に努めること。 	
[6] 松山空港の耐震化の促進 (国土交通省)		
松山空港の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 国直轄事業である松山空港の耐震化事業を促進すること。 	企画振興部
7 陸上自衛隊松山駐屯地の拡張及び周辺地域の道路整備 (防衛省) 【最重点】		
(1) 陸上自衛隊松山駐屯地の拡張	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害発生時の人命救助や物資輸送等に万全を期すため、他の駐屯地等からの応援部隊の人員や資機材等の受入れが可能となるように施設を拡張すること。 	県民環境部
(2) 大型車両が通行可能な進入路の確保	<ul style="list-style-type: none"> 大型車両の出入口を複数確保するため、既存の進入路とは別の箇所に大型車両が通行可能な進入路を整備すること。 	
(3) 駐屯地周辺の道路整備	<ul style="list-style-type: none"> 駐屯地の拡張と併せて、近接地域の交通安全のため、駐屯地周辺の道路整備を行うこと。 	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<p>8 伊方発電所の安全対策の強化等 (原子力規制委員会・経済産業省・内閣府・警察庁・防衛省・外務省・国土交通省)</p>		<p>【最重点】</p>
(1) 安全管理体制等の強化及び安全文化の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 伊方発電所3号機の安全運転を継続するため、関係事業者等も含め、安全管理体制の一層の指導監督に努めるとともに、定期検査や保安検査において厳正に安全性の確認を行うこと。また、規制当局及び事業者双方において安全を最優先するという意欲が停滞することのないよう、安全文化の絶え間ない醸成を図ること。 	<p>県 民 環 境 部</p>
(2) 厳正な原子力安全規制の実施と説明責任の履行	<ul style="list-style-type: none"> 新規制基準に基づく各種審査・検査については、立地地点の特性や独自の取組も十分考慮して、厳正かつ的確に行うとともに、国内外における最新の知見を絶えず収集し、原子力安全対策の不断の向上に取り組むこと。また、原子力規制を行っていく上での安全目標について、科学的・技術的観点のみならず、リスクに対する社会的受容性や安全対策のコスト対効果等も含め継続的な検討を行うこと。これらの原子力安全規制の取組状況や安全性の確認結果について、広く国民や地域への説明責任を果たすこと。 	
(3) 原子力規制委員会の独立性の確保と外部意見への真摯な対応の両立	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会は、高い独立性、専門性を保持し、一層の透明性の確保に努めるとともに、地方公共団体等をはじめとした外部の様々な意見にも真摯に耳を傾け、誠実に対応し、客観性や公平性の確保に努めること。 	
(4) 原子力発電所の安全運転に関する責任ある対応	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の再起動はもとより運転継続などの原子力発電所の安全運転については、個々に国が責任を持って判断し、その判断に至った経緯や結果について、国として、地元自治体はもとより広く国民に丁寧に説明すること。 	
(5) 高経年化及び廃炉対策	<ul style="list-style-type: none"> 高経年化対策及び廃炉技術確立に取り組むこと。運転延長の可否については、制度の技術的根拠を明確にするとともに、厳正に審査を行い、その結果についても丁寧に説明すること。伊方発電所1号機及び2号機の廃止措置については、安全に実施されているか厳正に審査・確認するとともに、我が国では加圧水型原子炉の廃炉実績がないことから、伊方発電所において廃炉技術の研究を進めること。また、廃止措置に伴って発生する低レベル放射性廃棄物の処分については、規制基準の整備を速やかに行うとともに、事業者の取組みが加速するよう積極的にサポートすること。 	
(6) 使用済燃料対策	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所内に使用済燃料が貯蔵されていることを踏まえ、使用済燃料対策について、「使用済燃料対策に関するアクションプラン」に基づき、国が主体となって着実に進めていくこと。特に国が促進している乾式貯蔵については、安全性について国民に分かりやすく説明し、あくまで一時的な保管であるということを明確にするとともに、伊方発電所敷地内に計画されている乾式貯蔵施設について、厳正に審査すること。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分について、確実に対策を進めるよう、今まで以上に国が責任を持って取り組むこと。 	
(7) 情報公開及びコミュニケーションの強化	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の審査・検査結果等を踏まえた安全性について、国民に対する情報公開と説明に努めること。また、相互コミュニケーションの充実・強化を図ること。特に住民を含む関係者間で原子力発電所に求められる安全性に関するリスクコミュニケーションの取組を推進すること。 	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
(8) 原子力発電所周辺上空の飛行禁止の法制化	・ 原子力発電所周辺上空の飛行禁止の法制化を図ること。	
(9) 原子力発電所に対するテロ行為について、国内外の連携強化による未然防止	・ 原子力発電所に対するテロ行為について、国内外の連携を強化のうえ、未然防止に努めること。	
9 原子力防災対策の充実・強化 (内閣府・原子力規制委員会・国土交通省・防衛省)		【最重点】
(1) 原子力災害対策指針の充実及び住民への丁寧な説明	・ 原子力災害対策指針について、最新の知見や関係自治体等の意見を踏まえ、必要な項目を早急に追加整備するとともに、住民の安全確保の視点に立った改定を継続的に行うこと。また、科学的根拠に基づく避難等防護措置の考え方について、屋内退避の有効性も含め、原発立地地域の住民をはじめとする国民に対し、丁寧に分かりやすく説明すること。	県 民 環 境 部 ・ 土 木 部
(2) 住民避難の実効性向上のための広域避難体制の整備	・ 広域避難への人的・物的支援や避難先自治体の受入体制の強化など、関係自治体だけでは解決困難な広域避難体制について、国がより主体的に省庁横断的な調整・対応を図ること。 ・ 自衛隊等の実動組織が保有する車両、船舶、ヘリ等の陸・海・空の避難手段について、投入可能な数量や派遣部隊などを具体的に示すなど、支援体制を明確化すること。	
(3) 緊急時に避難等に備えた交通基盤の整備	・ 緊急時の住民避難や物資等輸送路となる大洲・八幡浜自動車道や県道烏井喜木津線の整備促進、松山自動車道の4車線化や国道56号、378号などの道路整備に必要な予算を重点的に配分すること。 ・ 原子力災害時避難円滑化モデル実証事業を制度化するなど避難路整備事業の充実を図り、迅速かつ確実な避難につながる交通基盤の整備を促進すること。	
(4) 緊急時モニタリング体制の整備	・ 緊急時モニタリングについて、原子力災害発生時に国が責任を持って統括し、確実に機能するよう、派遣要員の確保や資質向上等を図るとともに、国が一元管理する緊急時モニタリング結果について、信頼性のある情報が関係自治体に確実に伝達されるようにシステムの充実を図ること。	
(5) 原子力発電安全対策に係る交付金の拡充・増額	・ 原子力発電安全対策に係る交付金について、関係自治体の意見を踏まえた弾力的な運用を行うとともに、より計画的に対策を推進するための拡充や増額に努めること。 ・ 平常時から緊急時までのより一体的なモニタリング体制の整備が可能となるよう、関係交付金の統合等を図ること。	
新規	10 公共事業に必要な土地等の円滑な取得に向けた関係制度の抜本的な見直し (内閣府・国土交通省・法務省)	
	公共事業に必要な土地等の円滑な取得に向けた関係制度の抜本的な見直し	・ 所有者を特定することが困難な土地など、公共用地の円滑な取得を図る上で隘路となっている課題の解消に向けて、所有権や登記制度など土地の基本制度にまで踏み込んだ、抜本的な制度改正を実現すること。
		【重点】 土木部

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
Ⅱ. 人口減少・次世代対策		
11 少子化対策・子育て支援の充実 (内閣府・厚生労働省) 【最重点】		
安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地方が単独で取り組んでいる事業の更なる充実・強化のため、安定的・効果的な財源措置を講じること。		保 健 福 祉 部
(1) 地域の少子化対策への財政支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域少子化対策重点推進交付金は、単年度の制度であり、交付対象が限定されているなど制限が極めて多いことから、地域の実情に応じた少子化対策の強化や子育て支援の充実のために実施する事業に充当できるようにするとともに、安定的な財源を確保すること。 	
(2) 全国一律の医療費助成に対する財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の各地方公共団体が地方単独事業として実施している子ども医療費、ひとり親家庭医療費及び重度心身障がい者(児)医療費に対する助成事業をナショナルミニマムとして全国一律の制度とし、財源措置を講じること。 ・ 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置について、全面的に廃止すること。 	
12 教員の業務負担軽減に関する支援 (文部科学省) 【最重点】		
(1) 教職員定数の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の長時間勤務の是正を図りつつ、新学習指導要領の円滑な実施、いじめ問題や不登校をはじめとした複雑化・多様化する教育課題への的確な対応のため、教職員定数の充実に図ること。 	教 育 委 員 会
(2) 支援スタッフの配置促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクール・サポート・スタッフ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員などの支援スタッフの配置促進に向けた実効性のある予算措置を講ずるとともに、国による補助率の引き上げなど、補助制度を拡充すること。 ・ 本県独自に配置を進めている高等学校の部活動指導員やスクールロイヤーについても国庫補助対象とすること。 	
(3) その他、中教審答申に基づく取組等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中教審の答申をはじめ、国が示す働き方改革に関する取組を実施するにあたり、新たに生じる経費負担に対して十分な財政支援を行うこと。 	
13 安全・安心な教育環境整備の促進 (文部科学省) 【最重点】		
(1) 長寿命化対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の長寿命化改良事業において、公立高等学校についても、公立小・中学校等施設と同様に補助対象とすること。また、公立小・中学校等施設を含め、対象を大規模改修に限定する要件を撤廃し、計画的な部分的改修も対象とすることで、財政規模の小さな地方公共団体でも長寿命化対策に対応できるようにすること。 ・ 公立高等学校についてもブロック塀の安全対策やエアコン設置事業の補助対象とすること。特にエアコン設置に関しては、リースによる整備についても補助対象とするなど、整備方法に係る補助制度を緩和すること。 	教 育 委 員 会
(2) 予算単価の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校施設整備事業において、実際の工事に要する経費と国交付金の算定基礎となる予算単価との間に乖離があり、事業費に見合う額が交付されていないため、実情に合うよう予算単価の引上げを図ること。 	

一部
新規

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
14 愛媛大学の地域産業イノベーションを創出する機能の強化に関する支援		【最重要点】
<p>[1] セルロースナノファイバーの実用化に向けた産学官連携拠点の構築 (文部科学省)</p>		
<p>セルロースナノファイバーの実用化に向けた産学官連携拠点の構築</p>	<p>・ 地域資源の活用と地域産業基盤の活性化のため、次世代の新素材であるセルロースナノファイバー(CNF)の素材、製造、評価に関する基礎的研究と、製品化に向けた実用研究を産学官が一体となって推進していることから、愛媛大学における研究推進に必要な実験装置の整備、既設の装置の高度化と維持、技術支援者の雇用等の支援を行うこと。</p>	<p>愛 媛 大 学</p>
<p>[2] 新規養殖マグロ類「スマ」の次世代型育種システムの確立と社会実装 (文部科学省)</p>		
<p>新規養殖マグロ類「スマ」の次世代型育種システムの確立と社会実装</p>	<p>・ 新規養殖マグロ類「スマ」の完全養殖システムに関する基礎および応用研究を進めたことにより、産学官による人工種苗生産に成功し、試験養殖及び出荷が開始されている。これらの先端的な研究、技術開発を実施するための研究者及び飼育管理の専門技術員の確保と、研究推進のための機器の整備、大型魚類飼育用生簀群の管理に係る経費の支援を行うこと。</p>	<p>愛 媛 大 学</p>
15 高等学校等就学支援金の加算の拡充等		(文部科学省) 【重点】
<p>(1) 私立高等学校に係る就学支援金の加算の拡充</p>	<p>・ 低所得世帯の生徒への就学の機会を確保するため、私立高等学校に係る就学支援金の更なる加算の拡充を確実に実施すること。</p>	<p>総務部</p>
<p>(2) 私立高等学校に係る就学支援金の加算措置限度額の引上げ</p>	<p>・ 授業料保護者負担に係る私立高等学校と公立高等学校との格差を是正するため、加算措置限度額を引き上げること。</p>	
16 教育の情報化の促進		(文部科学省) 【重点】
<p>(1) ICT環境整備のための補助制度の創設</p>	<p>・ 国が策定する「第3期教育振興基本計画」(平成30～34年度)等を踏まえた教育の情報化を促進するため、ICT環境整備に対する補助制度を創設すること。</p>	<p>教 育 委 員 会</p>
<p>(2) 国によるプラットフォームや教職員研修プログラムの統一的な整備</p>	<p>・ 授業や自宅学習に活用できる標準的なデジタル教材を提供するプラットフォームを国において整備し、その普及を図るとともに、教職員のICT活用指導力を向上させるための研修プログラムの策定・実施に対する特段の措置を講じること。</p>	
17 英語教育・外国語活動の充実		(文部科学省) 【重点】
<p>(1) 小学校における英語の教科化等へ向けての情報提供</p>	<p>・ 小学校における英語の教科化等への円滑な対応に向け、指導内容や評価の在り方等について速やかな情報提供を行うこと。</p>	<p>教 育 委 員 会</p>
<p>(2) 小・中学校における英語指導教員の充実</p>	<p>・ 小学校の専科指導教員(外国語活動)をより多く配置できるよう、加配定数の一層の充実を図るとともに、小・中学校教員の研修充実に必要な財政支援を行うこと。</p>	
<p>(3) 民間の資格・検定試験を受験しやすい仕組みづくり</p>	<p>・ 大学入学共通テストにおいて活用される民間の資格・検定試験について、費用負担の増加、地方と都市部での受験機会の格差等ができる限り生じないよう、生徒が受験しやすい仕組みを講じること。</p>	

項目	提案・要望主旨	所管部
Ⅲ. 地域経済の活性化		
《商工・観光》		
18 地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の総合的な推進 (国土交通省)		【最重点】
(1) 地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の推進に向けた財政措置等	・ 地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の推進に向けて、自転車関連予算の総額確保や新たな財政支援制度の創設や規制緩和など、必要な措置を講じること。	企画振興部・土木部
(2) ナショナルサイクルートの指定及び本県自転車施策のモデル化	・ 瀬戸内しまなみ海道及び四国一周サイクリングルートをナショナルサイクルートに指定するほか、本県の自転車施策をモデル事業と位置付けて全国展開を図るとともに、自転車関連予算の本県への重点配分を行うこと。	
19 創業支援の強化 (経済産業省(中小企業庁))		【最重点】
国の創業支援施策の拡充	・ 地域における創業を促進し、地域経済の活性化を推進するため、創業支援の更なる強化を図るとともに、十分な予算額を確保すること。	経済労働部
20 高機能素材を活用した産業創出への支援 (経済産業省・国土交通省)		【最重点】
炭素繊維やセルロースナノファイバー(CNF)などの高機能素材を活用した産業創出に対する支援を行うこと。		経済労働部
(1) 県内企業の参入支援の拡充及び人材養成への支援の継続	・ 更なる高機能素材活用産業の創出を図るため、部品の成形・加工事業に係る企業の参入支援を拡充するとともに、高機能素材を扱うことのできる高度な知識・技能を持った技術人材の養成などへの支援を継続すること。	
(2) 船舶艦装品の炭素繊維強化プラスチック(CFRP)の適用拡大に向けた国際海事機関への働きかけ	・ 本県の造船関連企業が開発に着手している軽量・高強度な炭素繊維強化プラスチック素材を活用した船舶艦装品について、適用拡大に向けた検討を国際海事機関へ働きかけること。	
(3) CFRPを活用した建材の建築基準法に基づいた構造・耐火両面での迅速な個別大臣認定	・ 県内企業が着手している炭素繊維強化プラスチック素材を活用した建材の開発について、事業化するために必要な国土交通大臣の個別認定について、迅速な認定を行うこと。	
(4) CNFの国際標準化や安全性の検討の推進	・ CNFの製品化・商品化を進めていくため、国際基準での規格化や安全性の検討を進めること。	
新規	21 地方におけるAI・IoT等の導入・活用に対する支援施策の拡充について (経済産業省(中小企業庁))	
地方版IoT推進ラボにおける支援策の拡充を図ること		経済労働部
(1) 実証事業に対する支援策創設	・ 地域におけるIoTビジネスの創出を支援する「地方版IoT推進ラボ」において、具体的な実証事業の支援等の予算措置を行うこと。	
(2) 地方の中小企業等がAI・IoTの整備促進を図るための支援策拡充	・ IT導入補助金や企業間データ活用型のものづくり補助金を、地方の中小企業等が十分に活用できるよう、支援策を拡充すること。	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
22 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載	(文部科学省(文化庁))	【重点点】
「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産暫定一覧表への記載	・「四国八十八箇所霊場と遍路道」を、人類共通の遺産として保存・継承していくため、世界遺産候補として暫定一覧表への追加記載を行うこと。	スポーツ・文化部
23 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした外国人観光客の地方への誘客促進	(総務省・国土交通省)	【重点】
(1) 外国人観光客向け航空券と周遊バスのセット販売等の環境整備	・外国人観光客を広く全国に誘導するとともに、地方での周遊・滞在を促し、地方経済の活性化に資するため、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、航空券と全国各地の周遊バスのセット販売等に向けた環境整備を進めること。	経 済 労働部 ・ 企 画 振興部
(2) 無料公衆無線LANの認証連携の進展に向けた支援	・外国人観光客が無料公衆無線LANを円滑に利用できる環境を整備するため、国で策定した認証連携に係る技術仕様の普及を図るとともに、技術を採用する通信事業者等への支援策を講じること。	
24 外国人材受入れの適正化及び円滑化と地域の実情に応じた制度の拡充	(厚生労働省・経済産業省(中小企業庁))	【重点】
地方が外国人材を適正かつ円滑に受け入れるための施策を講じること。		経 済 労働部 ・ 保 健 福祉部
(1) 特定技能制度の新設に伴う支援	・制度の的確かつ速やかな運用及び制度の周知に努めること。また、大都市圏へ偏在を防ぎ、地方のバランスに配慮した仕組みを構築すること。	
(2) 技能実習制度の円滑な運用への支援	・研修や技能講習での言語サポート等の取組みへの支援を拡充し、送出国の多様化を踏まえた優良な送出国機関の開拓に必要な支援を行うこと。	
(3) 介護人材の受け入れの円滑化	・特定技能1号の受け入れに必要な試験制度について、国内に在留する外国人も受け入れできるよう国内での受験も可能とするほか、経済連携協定(EPA)による受入経験者で一定要件を満たす者は試験免除とするなど、人材確保につながる効果的な制度を構築すること。 また、外国人介護人材が、介護福祉士国家資格を取得しやすくなるよう、必要となる実務者研修等の受講支援や、試験において英語等での受験を可能とするなどの支援を拡充すること。	
(4) 外国人材に向けた支援体制の充実	・日本語や各業種の専門知識についての習得、生活面での支援など、サポート体制の一層の充実を図ること。	

一部
新規

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
25 事業承継に関する支援の充実 (経済産業省(中小企業庁)) 【重点】		
中小企業経営者の高齢化が進む中、事業承継の一層の促進を図るため、事業承継・世代交代集中支援事業を継続的に実施するとともに、その資金供給の円滑化を図る観点から、保障要件の緩和等による支援内容を充実させること。		経 済 労 働 部
(1) 事業承継・世代交代集中支援事業の安定的・継続的な実施	・ 事業承継への支援は、その成果に至るまでに長期間を要するため、今後10年の集中期間中は、標記事業の委託事業及び補助事業を現行の内容どおり安定的かつ継続的に実施すること。	
(2) 事業承継に係る特例保証の要件の緩和	・ 経営承継関連保証等の対象者に、これから承継に取り組む経営者で、経営者の交代が発生していない場合も加えること。	
(3) 事業承継に係る特例保証の保証料率の引き下げ	・ 経営承継関連保証の保証率を0.45%から0.80%までとし、創業関連保証と同程度にまで引き下げることを。	
26 利用しやすい有料道路料金の実現 (国土交通省) 【重点】		
(1) 無料区間が介在する有料高速道路相互間の乗り継ぎ制度等の導入	・ 大洲道路を含んで連続走行した場合についても、長距離通減割引を適用するなど、有料高速道路相互間の乗り継ぎ制度等を導入すること。	土 木 部
(2) 瀬戸内しまなみ海道における自転車通行料金の恒久的な無料化	・ 期間限定となっている自転車通行料金の無料化について、恒久化を図ること。	
新規	27 地方の芸術・文化施策への支援 (文部科学省(文化庁)) 【重点】	
地域が独自の魅力を引き出すために実施する芸術・文化施策への支援の拡充	・ 地域が独自の魅力向上のために行う芸術・文化施策について、十分な事業規模を確保し着実な地域活性化につなげることができるよう、国における地方支援の事業費を確保すること。	ス ポ ー ツ ・ 文 化 部

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
《農林水産業》		
28 強いえひめ農業を支える基盤整備の推進 (財務省・農林水産省) 【最重点】		
強いえひめ農業を支える基盤整備の推進に必要な予算を安定的に確保するとともに、国営事業を着実に推進すること。		農 林 水 産 部
(1) 農業農村整備事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的に事業を推進させるため、農業農村整備事業関係予算の総額を当初予算で確保すること。 	
(2) 「道前道後用水地区」など国営事業3地区の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用水の安定供給に必要な水利施設の長寿命化や大規模地震に対する耐震化を進めるため、「道前道後用水地区」における国営かんがい排水事業の実施に向けた全体実施設計を新規採択すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大区画化による生産コストの低減と、汎用化による高品質・高収益作物への転換を促進し、経営感覚のある担い手を確保・育成していくため、国営緊急農地再編整備事業「道前平野地区」を着実に推進すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産や住民生活に不可欠な用排水施設の長寿命化により、農業生産性の維持と農業経営の安定を図るため、国営施設機能保全事業「南予用水地区」を着実に推進すること。 	
(3) 力強い産地形成に向けた基盤整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争力が高く、自然災害にも負けない、強い産地を形成するために必要な、農業競争力強化基盤整備に係る当初予算を継続的に確保すること。 	
(4) ため池の老朽化・豪雨・耐震対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ため池のハード対策に必要な当初予算を継続的に確保すること。 	
29 果樹経営支援対策の充実・強化 (農林水産省) 【最重点】		
TPP11発効による影響が懸念される中、果樹農家の抱える不安を取り除き、将来に向け安心して営農ができるよう、果樹経営支援対策の充実・強化を図ること。		農 林 水 産 部
(1) 産地パワーアップ事業における運用の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 果樹産地の活性化対策を強化するため、産地パワーアップ事業の成果目標項目の拡充等を行うこと。 	
(2) 果樹農業好循環形成総合対策における、産地の実情を踏まえた各種事業の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高品質な加工原料用果実の安定供給と生産者の再生産価格の確保に向けた取組に対する十分な財政的支援を継続すること。 	
(3) ドローン等を使用した防除における農薬の適用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドローン等無人航空機による防除を行う場合に使用できる農薬の適用拡大を進めること。 	

一部
新規

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<p>30 家畜伝染病に対する防疫体制強化 (農林水産省) 【重点】</p>		
<p>高病原性鳥インフルエンザや国内で26年ぶりに発生した豚コレラ等の家畜伝染病の防疫体制の強化対策を講じること。</p>		<p>農 林 水 産 部</p>
<p>(1) 家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止に係る支援制度の継続強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高病原性鳥インフルエンザや豚コレラ等の家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止を図るため、国の支援制度の継続と必要な予算措置を講じること。 ・ 発生時に迅速に対応できるよう、国においても、防疫資材の備蓄機能の拡充と防疫作業の動員体制を強化すること。 ・ 豚コレラの感染拡大防止のために必要な措置を講ずること。 	
<p>(2) 家畜保健衛生所の機能強化に対する支援の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜伝染病の防疫拠点である家畜保健衛生所の機能強化に必要な予算を確保するとともに補助対象を拡充すること。 	
<p>31 農林水産物の輸出促進及び国際競争力強化 (農林水産省・文部科学省) 【重点】</p>		
<p>農林水産物の輸出における障壁や国際競争力強化への対策を講じること。</p>		<p>農 林 水 産 部</p>
<p>(1) インドネシア輸出に係る残留農薬検査品目へのかんきつの追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ インドネシア輸出にあたっては、指定品目のみ残留農薬検査を経て輸出可能であるが、未指定のかんきつは、事業者から要望があるものの輸出できないため、残留農薬検査品目への追加を働きかけること。 	
<p>(2) 各国への輸出規制の改善及びかんきつ類輸入禁止国の輸出解禁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県産農林水産物の円滑な輸出の推進のため、各国の検疫や残留農薬基準、放射性物質検査証添付等、輸出規制の改善に向けて働きかけること。 ・ ベトナムや中国等のかんきつ輸入禁止国に対し、輸出の早期解禁を実現すること。 	
<p>(3) GAP認証の取得支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際水準のGAP認証が農産物の更なる輸出拡大において重要視されており、初年度の認証経費への補助に加え、特に教育機関等の複数年の更新に要する負担を軽減すること。 	
<p>32 CLTの早期普及 (農林水産省(林野庁)) 【重点】</p>		
<p>CLTの加工体制整備と公共施設等への活用に対する支援等の継続・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産材の飛躍的な需要拡大や林業の成長産業化の推進に期待されているCLTの早期普及を図るため、加工体制整備と公共施設等への活用に対する支援等の取組を継続・強化すること。 	<p>農 林 水 産 部</p>

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<p>33 農林漁業の担い手確保対策の強化 (農林水産省) 【重点】</p>		
<p>高齢化が進む中、新規就業が進んでいない農林漁業において、意欲ある担い手を確保するための対策及び支援を講じること。</p>		<p>農 林 水 産 部</p>
<p>(1) 「農業人材力強化総合支援事業」及び「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の拡充強化(農業)</p>	<p>・ 次世代人材投資資金事業の予算を確保するとともに、広域に展開する担い手に必要な農業用機械・施設助成を拡充強化すること。</p>	
<p>(2) 外国人技能実習制度における「林業・木材産業」の2号対象職種への追加(林業)</p>	<p>・ 林業・木材産業団体の制度改革に向けた活動を支援し、出入国管理及び難民認定法の「技能実習」における2号移行対象職種に、「林業・木材産業」を追加すること。</p>	
<p>(3) 漁業人財育成総合支援事業の拡充・強化(漁業)</p>	<p>・ 就業直後の収入が不安定な時期の生活を支援する「青年就漁給付金制度」の創設や、新規着業に必要な漁業施設の取得支援を拡大すること。</p>	
<p>34 畜産経営支援対策の強化 (農林水産省) 【重点】</p>		
<p>畜産農家が将来にわたり希望を持って経営に取り組めるよう、畜産農家の収益性向上や畜産産地の維持・拡大を図る支援対策を継続・強化すること。</p>		<p>農 林 水 産 部</p>
<p>畜産農家の収益性向上等に必要の支援対策の継続</p>	<p>・ 畜産農家の収益性向上等を図るため、施設機械の整備に必要な支援対策について、中長期的に継続実施するとともに、必要な予算額を確保すること。</p>	
<p>35 農地の集積・集約化を促進する施策の充実・強化 (農林水産省) 【重点】</p>		
<p>優良農地を維持・確保し、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理事業を充実・強化すること。</p>		<p>農 林 水 産 部</p>
<p>(1) 農地中間管理事業の予算確保と補助率の維持</p>	<p>・ 農地中間管理事業の予算確保と補助率を維持すること。</p>	
<p>(2) 集積・集約化する際の農地の受け手に対する支援の充実・強化</p>	<p>・ 農地中間管理事業により荒廃農地を集積・集約化する場合の、農地の受け手となる担い手に対する支援を充実・強化すること。</p>	

項目	提案・要望主旨	所管部
36 鳥獣被害防止対策の強化	(農林水産省・環境省)	【重点】
鳥獣被害防止対策のための支援強化を行うこと。		農 林 水産部
(1) 野生鳥獣による農作物等被害防止のための予算確保	・ 野生鳥獣による農作物等被害やイノシシ等の住宅地への出没による生活環境被害は、産地、ひいては地域の存続や安全安心な生活に関わる深刻な問題であるため、被害防止対策推進に必要な予算を継続的に確保すること。	
(2) 有害鳥獣捕獲従事者の確保に向けた狩猟免許所持者の負担軽減	・ 地域の有害鳥獣捕獲従事者の高齢化が著しいことを踏まえ、捕獲体制の強化を図るため、有害鳥獣捕獲実績に即してハンター保険料等を支援する仕組みを創設すること。	
37 米政策改革にかかる対策の充実	(農林水産省)	【重点】
米政策改革の定着に向け、関連する対策を充実させること。		農 林 水産部
(1) 水田活用の直接支払交付金の確保	・ 飼料用米等の戦略作物に対する助成や産地交付金の不足が生じないよう、交付金を安定的に確保すること。	
(2) <u>米穀周年供給・需要拡大支援事業の予算確保</u>	・ <u>県産米を販売する際の商品開発や販売促進等への取組を支援する予算を確保すること。</u>	
(3) 経営所得安定対策等推進事業等の予算確保	・ 農業再生協議会が行う戦略作物の作付状況確認等について、業務を効率化させるための位置、対象作物、作付計画面積等各種データのデジタル化やタブレット端末を活用した現地確認システムの導入を推進するための予算を確保すること。	
38 日本型直接支払制度の充実強化	(農林水産省)	【重点】
(1) 地域の実情に応じた区分の新設	・ 地域の実情に応じた特色ある農地を守るため、中山間地域等直接支払交付金の現状の区分に「樹園地」を新設し、「畑」よりも高い単価設定とすること。	農 林 水産部
(2) 高齢化や人口減少時代に対応した制度の弾力的運用	・ 高齢者が参加しやすいよう、事業実施期間を柔軟に設定できるようにするとともに、中山間地域への移住促進や担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること。	
(3) <u>超急傾斜農地保全管理加算の継続</u>	・ <u>中山間直接支払交付金の第5期対策においても、超急傾斜加算措置を継続すること。</u>	
39 林業の成長産業化に向けた支援の強化	(農林水産省(林野庁))	【重点】
林業を地域の成長産業へ育成する「えひめ森林・林業振興プラン」の推進に必要な支援制度を拡充するとともに、必要な予算を確保すること。		農 林 水産部
(1) 主伐・再造林等に対する支援制度の拡充	・ 植栽、下刈り、獣害対策に係る造林事業の国補助率を60%に引き上げるなど、森林所有者の負担を軽減する支援制度の充実・強化を図ること。	
(2) 林業・木材産業の生産性強化対策にかかる予算の確保と拡充	・ 路網開設から木材加工施設の整備に至る総合的な対策に要する予算を十分に確保するとともに、地域の実情に応じて県の裁量による重点配分が行えるような制度とすること。	

一部
新規

一部
新規

新規

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
40 海外における日本の地名の商標登録問題への取組強化	(経済産業省(特許庁))	【重点】
日本の主要な地名(都道府県名等)の保護を図ること。		企 画 振 興 部
(1) 県名の公知の外国地名としての認識徹底の働きかけ	・ 主要な地名(都道府県名等)について、冒認出願(関係ない者が行う出願)されたとしても拒絶されるよう、公知の外国地名としての認識の徹底を各国に働きかけること。	・ 経 済 労 働 部
(2) 公告事案等に係る情報提供の強化	・ 公告や登録時に、自治体が的確に対応できるよう、定期的な情報提供などの支援措置を講じること。	・ 農 林 水 産 部

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部	
IV. 「スポーツ立県えひめ」の実現			
一部 新規	41 障がい者スポーツ振興への支援の拡充 (文部科学省(スポーツ庁)) 【最重点】		
	全国障害者スポーツ大会(えひめ大会)で培った競技力や県民の関心の高まりを一過性のものとする ことなく、継承・発展させるため、支援を拡充すること。	スポーツ・文化部	
	(1) 障がい者が身近にスポーツを楽しむ環境の整備	・ 脆弱な障がい者のスポーツ環境に対し、既存の民間スポーツ施設(スポーツクラブやスイミングクラブ等)を活用した新たな仕組み(施設のバリアフリー化や利用料金の減免、障がい者スポーツ支援員の養成・派遣)を構築すること。	
	(2) eスポーツの推進を通じた障がい者・健常者の区分のない競技の推進	・ eスポーツを積極的に活用することで、障がいを持つ方の社会参加を促進し、自己実現の機会を提供すること。	
	(3) 地方の中小企業における障がい者スポーツアスリートの雇用促進	・ 中小企業向けにインセンティブを付した障がい者アスリート雇用促進制度を創設し、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図ること。	
	(4) デフリンピックやスペシャルオリンピックス世界大会の誘致	・ デフリンピック夏季大会やスペシャルオリンピックス夏季世界大会の日本への誘致に取り組むこと。	
	42 スポーツ交流による地域活性化への支援 (内閣官房・文部科学省(スポーツ庁)) 【最重点】		
	平成29年に開催された第72回国民体育大会(えひめ国体)及び第17回全国障害者スポーツ大会(えひめ大会)の”国体レガシー”を活かして取り組むスポーツを通じた交流の促進やスポーツを活用した地域活性化などに対し、財政的に支援すること。		
	(1) 日本スポーツマスターズ開催県に対する財政支援	・ 2020年に愛媛での開催が決定した日本スポーツマスターズにあたっては、開催県に大きな財政負担が生じることから、開催経費に係る財政支援策を講じるとともに、大会のより一層の認知度向上のための広報の充実や、大会情報のタイムリーな発信、関係団体への協力要請等、大会の成功に向けた支援を行うこと。	スポーツ・文化部
	(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック等に向けたホストタウン制度による支援の拡充	・ 東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、多くの自治体に参加国・競技団体と事前合宿等を通じた国際交流に積極的に取り組めるよう、国が推進するホストタウン制度の財政支援対象経費を拡大すること。 ・ 大会後も交流継続の後押しとして、支援期間の延長又は別の支援制度の新設について検討すること。	
(3) 東京2020オリンピック・パラリンピックへの機運醸成の取組みの支援	・ オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業について引き続き予算の確保に努めるとともに、大会終了後も両大会のレガシーを継承し、スポーツの価値への理解促進に向けた取組みを継続すること。		

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
43 次世代のトップアスリートの発掘・育成に対する支援等の充実	(文部科学省(スポーツ庁))	【重点】
国体等で手に入れたレガシーを活用しつつ行う次世代トップアスリートの発掘・育成に対する支援方法を充実させること。		スポーツ・文化部
(1) 本県のアスリート達によるナショナルトレーニングセンター等の利用	<ul style="list-style-type: none"> 本県で育成・強化しているトップアスリートやジュニアアスリート等が、ナショナルトレーニングセンター等の施設を利用できる仕組みを構築するよう、関係機関と調整を図ること。 	
(2) レガシーとしての国体施設を活用する仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> 本県が整備した国体施設を競技力強化のための拠点施設として位置付けるとともに、全国レベルの大会や合宿等で施設を積極的に活用するためのモデル事業について、中央競技団体等と調整を図りながら構築すること。 	
(3) スポーツ振興くじの助成の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 次世代トップアスリートの発掘・育成事業に対するスポーツ振興くじの助成金について、財政的支援の拡充を図ること。 	
(4) 指導者派遣の新たな仕組みの構築について	<ul style="list-style-type: none"> 次世代トップアスリートが、オリンピックや中央競技団体の指導者から県内で直接指導を受けられるよう、妥当な謝金単価による人材派遣の仕組みを構築すること。 	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
V. 交通基盤の整備		
44 四国への新幹線の導入 (国土交通省) 【最重点】		
四国の新幹線計画を整備計画に格上げすること。		企 画 振 興 部
(1) 整備計画への格上げに向けた調査の実施	・ 四国新幹線・四国横断新幹線の実現を図るため、基本計画から整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。	
(2) JR松山駅への新幹線駅併設に向けた調査・検討の実施	・ 在来線との乗継利便性を確保するため、JR松山駅への新幹線駅併設に向けた調査・検討を行うこと。	
45 高規格幹線道路等の整備促進 (内閣府・財務省・国土交通省) 【最重点】		
[1] 高速道路ネットワークの「3つのミッシングリンク」の早期解消		
愛媛県における高速道路ネットワークの「3つのミッシングリンク」を早期に解消し、国土強靱化や地域経済の活性化、広域交流・連携の基盤となり、平成30年3月に創設された「重要物流道路」の一翼を担う道路ネットワークを形成するため、高規格幹線道路等の整備促進に必要な事業費を確保すること。		土 木 部
(1) 四国8の字ネットワーク未着手区間「内海～宿毛」の早期事業化と「津島道路」の整備促進	・ 南海トラフ地震時に津波等による深刻な被害が想定される宇和島以南地区のリダンダンシー確保及び地域活性化のため、四国8の字ネットワークの未着手区間「内海～宿毛」の早期事業化を図るとともに、「津島道路」を早期に整備すること。	
(2) 今治・小松自動車道の「今治道路」の整備促進	・ 中四国地方の広域的な交流と経済の振興を図り、架橋効果を最大限に発現させるため、「瀬戸内しまなみ海道」と「四国8の字ネットワーク」をつなぐ「今治道路」を早期に整備すること。	
(3) 大洲・八幡浜自動車道の「八幡浜道路」「夜昼道路」「大洲西道路」の整備促進	・ 九州～四国～京阪神間の広域高速ネットワークの形成や地域の活性化が図られるとともに、万が一の原発事故時には広域避難・救援道路の軸ともなる「大洲・八幡浜自動車道」全線の早期整備に必要な予算の本県への重点的な配分を行うこと。	
[2] 地方創生を推進する高速道路ネットワークの整備・利便性等の向上		
高速道路のICと空港・港湾等の交通拠点を結ぶネットワークを形成し、松山都市圏をはじめとする愛媛県内の生産性の向上につながる、地域高規格道路「松山外環状道路」の整備促進に必要な事業費を確保すること。 また、地方創生に資する基盤強化のため、既存の高速道路を賢く使い、利便性や安全性等を向上させること。		
(1) 松山外環状道路の「国道56号空港線」・「国道33号インター東線」の整備促進及び「松山空港～国道196号」の事業化に向けた計画段階評価の早期着手	・ 松山都市圏における慢性的な渋滞の解消と交通事故の削減、また、松山空港・松山港から松山ICへのアクセス性向上を通じて愛媛県内全域の生産性を向上させるため、松山外環状道路の「国道56号空港線」・「国道33号インター東線」の整備促進及び「松山空港～国道196号」の早期事業化を図ること。	土 木 部
(2) 「重要物流道路」に指定された松山自動車道「松山IC～大洲IC」と国道56号「大洲道路」の早期全線4車線化	・ 大規模災害時の救援活動等を支援し、行楽時期等の渋滞解消による安定的な輸送を確保するため、現在着手している付加車線設置事業を整備促進させるとともに、残る暫定2車線区間についても早期に事業化し、松山・大洲間の早期全線4車線化を図ること。	
(3) 東温スマートIC(仮称)の整備促進	・ 新たな工業団地への企業誘致等に貢献するほか、医療機関や自衛隊駐屯地等とのアクセス向上により、県下全域の医療・防災体制の強化にも寄与するため、整備促進を図ること。	
(4) 宇和PA(仮称)の整備	・ 道路利用者の利便性向上に加え、防災の体制強化にも資するため、四国横断自動車道西予宇和IC～大洲北只IC間に宇和PA(仮称)を整備すること。	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
46 離島架橋事業(岩城橋)の推進	(内閣府・国土交通省)	【最重点】
岩城橋の計画的な事業推進に必要な事業費の確保	・ 目標の令和3年度開通が確実なものとなるよう、離島事業費の総額確保と上島架橋事業「岩城橋」への優先的な予算配分を行うこと。	土木部
47 JR松山駅付近連続立体交差事業等の整備促進	(財務省・国土交通省)	【最重点】
JR松山駅周辺の交通渋滞・踏切事故や市街地分断の解消、県都松山の陸の玄関口にふさわしい魅力あるまちづくりを推進するため、連続立体交差事業、土地区画整理事業、街路事業等の一体的な整備促進に向け、必要な予算の確保と愛媛県への重点的な配分を行うこと。		
(1) JR松山駅付近連続立体交差事業の整備促進	・ 交通渋滞や踏切事故、市街地分断の解消を図るため、JR松山駅付近連続立体交差事業(8つの踏切除去)を促進すること。	土木部
(2) 松山駅周辺土地区画整理事業の整備促進	・ 県都松山の陸の玄関口、おもてなしの場にふさわしい魅力あるまちづくりを推進するため、松山駅周辺土地区画整理事業の整備を促進すること。	
(3) 松山駅西口南江戸線の整備促進	・ 空港、松山観光港等へのアクセス向上と、駅西側地区の交通の利便性向上を図るため、松山駅西口南江戸線の整備を促進すること。	
48 松山港、東予港など主要港湾の整備促進	(内閣府・国土交通省)	【最重点】
人流・物流や防災・減災の拠点となる主要港湾の整備促進		
(1) 松山港国際物流ターミナル、東予港複合一貫輸送ターミナル等の整備費確保	・ 松山港国際物流ターミナル、東予港複合一貫輸送ターミナル等のプロジェクトが着実に進むよう事業費の確保を図ること。	土木部
(2) 物流や防災の拠点となる港湾の事業費確保	・ 地震等に備えるための防災拠点となる宇和島港、八幡浜港、新居浜港及び今治港、本県経済を支える物流拠点となる三島川之江港などについて、整備が着実に進むよう事業費の確保を図ること。	
(3) クルーズ船誘致に係る予算制度の拡充	・ クルーズ船の更なる誘致のため、クルーズ船毎の主要諸元の標準化及び航行安全対策に係る新たな補助制度を構築すること。	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
49 鉄道・バス・フェリー等公共交通機関の維持・活性化対策	(国土交通省)	【最重点】
(1) 交通政策基本計画で掲げられた公共交通確保維持策の着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における持続可能な交通ネットワーク確保に必要な予算を確保すること。 ・ 公共交通を担う人材確保・育成のための施策の充実に図ること。 	企 画 振 興 部
(2) 高速道路料金施策の影響を受け続ける公共交通機関への対応		
① JR四国に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR四国の厳しい経営環境に鑑み、「鉄道・運輸機構」の利益剰余金等を活用した同社に対する支援について、本四高速料金の引下げを踏まえて追加支援を実施すること。 ・ JR四国が行う安全対策に対する地方公共団体の補助は、地域鉄道事業者(中小民鉄等)の場合と同様に、地方財政措置を設けること。 	
② フェリーに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時における車両・鉄道輸送の代替手段としてのフェリーの果たす役割、特に本州との道路・鉄道によるアクセスが本州四国連絡橋のみである四国・愛媛県におけるフェリーの重要性に鑑み、また太平洋新国土軸の形成にも不可欠であるとの観点から、フェリー航路の維持・確保に向けた国の支援を実施すること。 ・ 本四高速料金の引下げによるフェリー航路への影響を緩和するとともに、フェリー航路の利用促進及び高速道路の有効利用の観点から、フェリー利用のために、車両が高速道路を一旦流出し、再度乗り直した場合にも、高速道路通行料金の「長距離通減制」の適用を図ること。 	
(3) 生活バスや離島航路に係る国庫補助制度の充実及び改善		
① 生活バス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四国ブロックの実情(輸送量が約10人/日)に応じた輸送量要件の緩和を行うこと。 ・ 地域間幹線系統補助や地域内フィーダー系統補助について、厳しい経営状況にある交通事業者や財政負担が増えている市町の実情に鑑み、必要な予算を確保するとともに、補助上限額を引き下げないこと。 ・ 車両購入費補助について、購入時一括補助方式(従前方式)に改善すること。 	
② 離島航路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替交通手段がない航路に限るとする要件を緩和し、唯一航路に準じて国の補助対象として認定すること。 ・ 島民運賃割引についても、全国一律の要件を撤廃し、地域が応分の負担をして引下げを行う場合には、国の補助対象として認定すること。 	
(4) 離島活性化交付金による生活交通の運賃低廉化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「人の往来に要する費用の低廉化」を推進するため、本土と離島及び離島と離島を結ぶ航路並びに離島内のバス交通など、離島住民の移動に不可欠な生活交通の料金軽減に係る支援等を交付金の対象事業とすること。 	

一部
新規

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
50 松山空港の機能拡充 (国土交通省・財務省・法務省・厚生労働省・農林水産省)		【最重点】
[1] 国際線スポットの早期増設		
国際線スポットの早期増設	・ 松山空港の受入環境を充実、強化するため、国際線ターミナルビルの建替えに併せ、貨物ビル建替え工程を短縮するとともに、国際線スポットを速やかに増設すること。	企 画 振 興 部
[2] CIQ(税関・出入国管理・検疫)体制の充実・強化		
CIQ(税関・出入国管理・検疫)体制の充実・強化	・ 松山空港の国際線利用者の出入国にかかる手続きが円滑に行われるよう、CIQ機関について、体制の充実・強化を図ること。	経 済 労 働 部
[3] 進入管制空域の返還		
進入管制空域の返還	・ 米軍岩国基地の管理下にある松山空港の進入管制空域及び進入管制業務の日本への返還について、米国に強く要求すること。	企 画 振 興 部

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
VI. 安全・安心で住みやすい地域づくり		
51 ドクターヘリの運航に対する支援等 (厚生労働省) 【最重点】		
<p>救急医療体制の充実・強化に向け、ドクターヘリの安定的な運航体制を確保するとともに、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供できるよう、財源確保を含め、国において必要な措置を講ずること。</p>		保健福祉部
(1) ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> 「ドクターヘリ導入促進事業」(医療提供体制推進事業費補助金)は、搭載医療機器・運航管理室の維持管理費等が補助対象外となっており、また、都道府県計画額に対しての交付率は74.8%(30年度)に止まっているなど、他事業の補助金を削減し、ドクターヘリ分の補助額を確保しているのが現状である。このため、ドクターヘリの安定的な運航体制の確保に向けて、恒久的かつ柔軟性の高い新たな財政支援制度を創設すること。 	
(2) 医療提供体制推進事業費補助金制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制推進事業費補助金については、地域医療の推進に不可欠であるものの、総額が少なく、事業の中には縮小や中止を余儀なくされているものもあることから、事業の安定的な実施のため、補助基準額に応じた交付が確実になされるよう法律補助とするなど、同制度の改善を図ること。 	
52 医師確保対策 (厚生労働省・文部科学省) 【最重点】		
(1) 医師の偏在を是正するための義務や規制の検討	<ul style="list-style-type: none"> 医師の偏在について、都道府県の機能強化や医師の自律性に基づく対策では限界があることから、医師免許取得後一定期間、医師不足地域での診療を義務付けるなど、義務や規制を伴う医師の偏在是正策の検討や、国、都道府県及び医療関係者間の役割や責任、協力義務等の更なる明確化など、実効性を高めた仕組みの構築を行うこと。 医療法及び医師法の一部改正に伴い都道府県の権限が強化された医師偏在対策について、必要な財源を国において措置すること。 	保健福祉部
(2) 専門医養成のための研修・教育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 専門医制度については、都道府県間の定員調整を行うなど、医師が地方に分散される仕組みを構築するとともに、その過程について、都道府県に適時適切に情報提供すること。 地域医療などに求められる「総合診療専門医」を養成するための専門講座については大学医学部に必置とするなど、「総合診療専門医」養成に向けた教育体制の充実を図ること。 	

一部
新規

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
53 地域の実情に応じた地域医療介護総合確保基金の見直し (厚生労働省) 【重点】		
(1) 地域の実情に沿った柔軟な制度への見直しと十分な財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> 本基金については、実情に沿って柔軟に基金を活用できる制度とするとともに、将来にわたり十分な財源を確保すること。 	保 健 福 祉 部
(2) 早期の内示など基金の円滑な運用	<ul style="list-style-type: none"> 本基金については、内示により配分額が判明するまで、医療・介護の関係機関・団体等が本基金を活用する事業を実施することが困難であり、医療・介護サービスの円滑な提供に多大な影響を与えていることから、早期の内示など、運用の見直しを早急に行うこと。 	
54 マイナンバー制度の安定した情報連携環境の構築等 (内閣官房・内閣府・総務省・厚生労働省) 【重点】		
(1) マイナンバー制度の安定した情報連携環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> 国家的な情報基盤であるマイナンバー制度における情報連携について、現状の不備改善や対象手続の追加等を行う際には、自治体側での事務処理手順まで考慮した全体設計を徹底し、問題の発生を未然に防止すること。 情報連携用データレイアウト等の全国共通仕様を変更する場合には、十分なシステム対応機関及びテスト期間を設けるとともに、対応経費については原則として国が負担すること。 情報連携のために新たに設置した中間サーバーや統合宛名システム等のシステム更新にかかる経費についても、原則として国が負担すること。 	企 画 振 興 部
(2) 国から地方への安全な情報伝達の実現	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバー制度導入に伴うセキュリティ対策の抜本的強化(インターネットの分離等)を踏まえ、各自治体が利用する国提供情報をLGWAN上に設置するよう努めること。 	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
55 地方消費者行政の充実・強化 (内閣府(消費者庁))		【重点】
(1) 消費生活相談の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員の質の向上及び相談体制の充実強化を図るため、消費生活相談員の研修プログラム拡充等を支援すること。 	県 民 環 境 部
(2) 情報化に伴う新たな消費者被害の拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> 情報化の進展に伴う新たなサービス等による消費者被害の拡大防止を図るため、地方の自主性・独自性を踏まえた消費者教育・啓発に関する自由度の高い交付金制度の拡充を行うこと。 	県 民 環 境 部
56 低炭素社会の実現に向けた対策の支援 (経済産業省(資源エネルギー庁)・環境省・農林水産省)		【重点】
(1) 温室効果ガスの抜本的な削減のための設備導入等の支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や事務所、店舗等から排出される温室効果ガスの抜本的な削減を図るため、再エネ・省エネ設備の導入等に対する支援を強化すること。 	県 民 環 境 部
(2) 再生可能エネルギーの安定利用のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーの低炭素化に向けて、再生可能エネルギーを長期・安定的に活用していくため、FIT制度による買取終了後も発電事業が継続される環境を整備するとともに、バイオマス燃料の安定供給確保に向けた対策を強化すること。 	県 民 環 境 部
(3) 気候変動の影響への適応策の取組強化	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動及びその影響予測・評価等に関する積極的な情報提供や、地域における具体的な適応策の立案・実施に対する支援を強化すること。 	県 民 環 境 部
57 新エネルギーの導入促進及びエネルギーのベストミックスの実現による電力需給の安定化 (経済産業省(資源エネルギー庁)・環境省)		【重点】
エネルギーの安定供給等を確保するための最適な電源構成の実現に向けた具体策を講じるとともに、新エネルギーの一層の導入促進を図ること。		経 済 労 働 部
(1) エネルギーのベストミックスの実現による電力需給の安定化	<ul style="list-style-type: none"> 第5次エネルギー基本計画(平成30年7月改訂)において2030年度の最適な電源構成として示された再生可能エネルギーの比率等を踏まえ、エネルギーのベストミックスの実現に向けた具体策を着実に実行すること。 県民の生活や経済活動に支障が出ないようにベースロード電源等を適切に組み合わせたベストミックスを実現することにより、電気料金の低廉化と電力供給の安定化を図ること。 	県 民 環 境 部
(2) 新エネルギーの導入促進に対する支援措置の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの更なる導入促進に当たっては、系統運用の見直しや蓄電池設置等のインフラ整備などについて、抜本的な系統連系対策をとるほか、近年多発する災害時のエネルギー確保のため、「エネルギーの地産地消」について積極的に取り組むこと。 新エネルギーの導入を一層促進するため、補助金や研究開発に係る支援措置を拡充すること。 	県 民 環 境 部

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<p>58 エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化 (経済産業省) 【重点】</p>		
<p>東日本大震災を契機に、地域における防災・安全対策の重要性が高まる中、喫緊かつ集中的な事業展開を図るため、エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化を図ること。</p>		<p>経 済 労 働 部</p>
<p>(1) 電源立地地域対策交付金の交付対象市町(エリア)の拡大並びに愛媛県・交付対象市町への交付金額の増額及び交付金制度拡充による適切な財政措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災を踏まえ、地域の安全対策事業を充実させるため、電源立地地域対策交付金の交付対象市町(エリア)を拡大すること。また、県・交付対象市町への交付金額の増額や、原発廃炉作業完了までを見据えた交付金制度の拡充を行うこと。 	
<p>(2) 石油貯蔵施設立地対策等交付金の愛媛県・交付対象市町への交付金額の増額</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災を踏まえ、地域の安全対策事業を充実させるため、石油貯蔵施設立地対策等交付金の県・交付対象市町への交付金額を増額すること。 	
<p>59 警察基盤の強化 (総務省・国家公安委員会・警察庁) 【重点】</p>		
<p>(1) 愛媛県警察官の増員</p>	<ul style="list-style-type: none"> 警察官1人当たりの業務負担が同規模県の中でも高い現状を早急に改善するとともに、人身安全関連事案対策、特殊詐欺対策及び原子力関連施設等へのテロ対策等の治安課題に的確に対処するため、本県警察官を増員すること。 	<p>警 察 本 部</p>
<p>(2) 装備資機材、警察車両、自動車ナンバー自動読取システムの増強</p>	<ul style="list-style-type: none"> 治安課題に的確に対処するため各種装備資機材や警察車両を増強し、必要箇所への自動車ナンバー自動読取システムの増設又は簡易な自動車ナンバー自動読取システムに係る補助金制度を新設すること。 	
<p>60 交通安全施設更新事業の計画的な推進 (国家公安委員会・警察庁) 【重点】</p>		
<p>交通安全施設更新事業の計画的な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「信号機の心臓部」である信号制御機の計画的な更新に係る補助金について、継続的に予算を確保すること。 	<p>警 察 本 部</p>

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部	
Ⅶ. 行財政改革・地方分権			
一部 新規	61 地方税財源の充実・強化 (内閣府・総務省・財務省) 【最重点】		
	(1) 地方財政計画の適正な策定	<ul style="list-style-type: none"> 地方財政計画の策定に当たっては、地方財政計画の決定過程の透明化を図るとともに、喫緊の課題である防災・減災対策、及び公共施設等の老朽化対策、大幅に増加している社会保障関係経費、人口減少対策や地域経済の活性化等の地方創生に必要な経費など、地方の財政需要を的確に反映させること。 	総務部
	(2) 地方交付税総額の確保	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税の有する財源調整・財源保障機能が適切に発揮されるよう、その総額を確保すること。 	
	(3) 地方分権を実現するための税収が安定的で遍在性の小さい地方税体系の早期実現	<ul style="list-style-type: none"> 国と地方の役割分担を明確にした合理的な体制が必要とされる中、真の地方分権を実現するため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、国からの税源移譲も速やかに進めること。 	
	(4) 消費税への軽減税率導入に係る代替財源の確保及び更なる清算基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 消費税10%への引上げにあわせて導入される軽減税率制度について、その減収により地方の社会保障財源に影響を与えることがないよう、安定的な恒久財源等を確実に確保すること。 消費税の清算基準については、税収の最終的な帰属地と最終消費地を一致させるという制度趣旨を踏まえ、不断の見直しを行うこと。 	
	(5) 電気供給業に係る法人事業税収入金額課税の堅持	<ul style="list-style-type: none"> 収入金額による外形標準課税の課税方式の変更は、税収に大きく影響を与え、行政サービスに支障をきたすことになることから、現行の課税方式を堅持すること。 	
	62 地方創生の実現に向けた実効性のある支援 (内閣府) 【最重点】		
	(1) 地方創生関係交付金を活用するための所要財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> 地域再生法に基づく事業計画として認定されることで、複数年度にわたる取組が地方創生推進交付金の対象として位置づけられることとなったが、計画に掲げた取組みを着実に実施できるよう、所要財源を十分に確保していくこと。 	企 画 振 興 部
	(2) 地方が自らの力で創生していくために必要な権限と財源の移譲推進	<ul style="list-style-type: none"> 真の地方創生を実現するためには、地方の創意工夫が十分に生かせる仕組みが必要であることから、地方が現場目線で実効性のある取組みをスムーズに行うことができるよう、権限と財源の移譲をしっかりと進めていくこと。 	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<p>63 地方分権改革の推進 (内閣府・総務省) 【重点】</p>		
<p>個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の提言・要望を十分反映した、真の地方分権型社会実現への取組を推進すること。</p>		
(1) 国と地方の協議の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定の「国と地方の協議の場」の協議対象である国と地方の役割分担について、徹底的な見直しを行うこと。 ・ 地方自治に影響を及ぼす国の政策立案の際には、「国と協議の場」を最大限に有効活用し、実質的な協議を行う分野別の分科会を設置し、地方の意見を的確に反映させること。 	総務部
(2) 地方税財政制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税財政上の措置のあり方について一体的に検討し、地方自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる地方税財政制度の整備を図ること。 	
(3) 更なる事務・権限の移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方が抱える課題をより迅速かつ効果的に解消できるよう、事務・権限の更なる移譲を行うこと。 	
(4) 更なる義務付け・枠付けの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方の自主性・裁量性を拡大するため、更なる義務付け・枠付けの見直しを行うこと。 ・ 「従うべき基準」の多用などの課題解消を図ること。 	
(5) 地方分権改革・提案募集方式の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場を知る地方からの提案に対しては真摯に耳を傾け、提案募集の対象を拡大し、地域の課題に柔軟に対応できるよう、実効性のある運用を行うこと。 	